

京都テルサフィットネスクラブ臨時休業に伴う月会費等について

会員各位 京都テルサフィットネスクラブの臨時休業にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。
先日、「臨時休業のお知らせ」の際に、臨時休業に伴う会費等についてお知らせ致しましたが、その後も多くのお問い合わせをいただきましたので、下記の通りあらためてご案内申し上げます。

記

①4月分月会費について

4月中の臨時休業日数は、15日間となりますので、すでにご納金いただいた4月分会費半月分を、5月分の一部に充当させていただきます。

②5月分月会費について

4月分休業分の半月分を5月分充当いたしますので、5月分は月会費半月分のみ4月27日(月)にご指定の口座から振替させていただきます。

③5月休業分の取り扱いについて

5月1日(金)～6日(水)までの5月中の臨時休業日数は5日間となりますので、月会費の5日分を6月分の一部に充当させていただきます。

※上記①②③ともにお手続きは一切不要です。

④4月末退会について

4月末退会をご検討いただいている会員の方は、通常月末までに退会届をご提出いただくことになっておりますが、臨時休業中でもありますので、届け出の締め切りを5月10日(日)まで、延長させていただきます。

※5月7日(木)以降再開の予定ですので、引き続き新型コロナウイルスの感染状況等もご確認いただき、「会員としての継続」もご検討いただくようお願い申し上げます。

⑤「利用定期券」について

利用定期券につきましては、次回の定期券をご購入の際に臨時休業日数分を割引させていただきますので、そのまま保管いただき、次回ご購入の際にご提示ください。

以上

※臨時休業期間の延長について

5月7日(木)より再開させていただく予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況等により臨時休業を延長させていただく場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、その際はホームページ、LINE等でご案内いたします。